

## 民間団体との連携に関する内規

2017年5月31日

一般社団法人 日本保健医療学会理事長

民間団体等との連携（\*1）に関する内規について、2011年4月の理事会で検討され、国際機関の規定に準ずるべきことが示されている。さらに2016年12月の理事会、総会において、一般社団法人化後も基本的にこの方針を踏襲するか検討すべきことが決定されたので、2017年4月の理事会の協議に基づいて、民間団体との連携に関する内規を作成した。

内規：

- 本学会は反社会的あるいは本学会の趣旨にふさわしくない民間団体とは原則として連携しない。
- 問題があると思われる場合は、個別に理事会で協議する。
- 連携後に法律違反などが判明した場合は、連携を解消できる。

（\*1）連携とは、寄付、イベントの共催、協賛、後援などをいう。

### 参考：後援、共催等に関する取り決め（特に問題がない場合）

常任理事会での話し合いに基づき以下のように決定した。

- シンポジウム、セミナー、講演会など各種のイベントに関わる共催、協賛及び後援についての決定については、以下の表のとおり整理する。

	趣旨賛同	リソース提供	結果責任	意思決定の責任者
共催	○	○	○	理事会
協賛	○	○	×	常任理事会
後援	○	×	×	常任理事会

第56回 日本国際保健医療学会 理事会議事録（2009年8月4日）